

平成29年4月1日

危険物等積載する

会員の皆様へ!!

滋賀県トラック協会

平素は当協会の業務運営にご理解ご協力を賜り、厚くお礼申し上げます。

さて、下記のとおり全日本トラック協会長から「危険物を積載する車両の水底トンネル等の通行の禁止・制限について」の通知がありましたので、関係会員様は周知方よろしくお願い致します。

なお、通行禁止品目等の詳細につきましては「独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構」のホームページでご確認下さい。

記

全ト協発第699号(環)

平成29年3月27日

各都道府県トラック協会会長 殿

公益社団法人 全日本トラック協会
会長 星野良三

危険物を積載する車両の水底トンネル及びこれに類するトンネルの 通行の禁止又は制限について

平素は当協会の業務運営に種々ご高配を賜り、厚く御礼申し上げます。

さて、独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構では、道路法第46条第3項の規定に基づき、水底トンネル及びこれに類するトンネル(水際にあるトンネルで当該トンネルの路面の高さが水面の高さ以下のものまたは、長さ5千メートル以上のトンネル)における危険物積載車両の通行規制を実施しています。

この度、別添のとおり、平成29年3月18日より、横浜北トンネル(横浜市道高速横浜環状北線)において通行規制を実施する旨の連絡がありました。

つきましては、貴協会におかれましても本趣旨をご理解のうえ、傘下の会員事業者に対する周知徹底方をお願い申し上げます。

独立行政法人日本高速道路保有・債務返済機構ホームページ

「水底トンネル等における危険物積載車両の通行の禁止または制限について」

<http://www.jehdra.go.jp/kikenbutsu.html>